



土木学会関西支部

創立90周年記念式典・祝賀会



日 時：平成29年12月14日（木）14:00～19:00

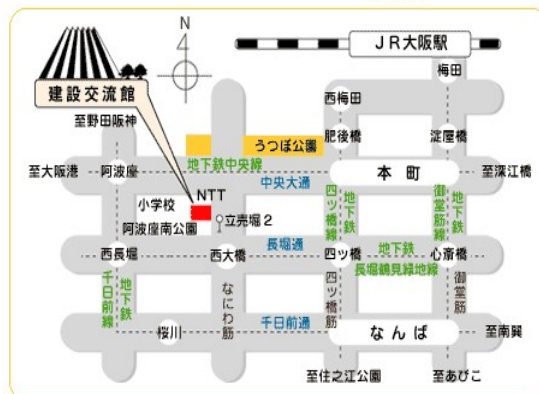
会 場：建設交流館 【式典】8階グリーンホール

【祝賀会】7階702会議室

大阪市西区立売堀2-1-2

地下鉄本町駅 22,23番出口より徒歩5分

地下鉄阿波座駅 2番出口より徒歩5分



定 員：200名（先着順）

プログラム（敬称略）：

*都合により講演者・時間等に変更を生じる場合がございます。あらかじめご了承ください。

【式典 第1部】

- 14:00～14:05 第1部開会挨拶 創立90周年記念事業実行委員会 委員長 建山和由
14:05～14:15 来賓挨拶 国土交通省近畿地方整備局 局長 池田豊人
(公社)土木学会 会長 大石久和
14:15～14:40 報 告 「関西支部の近年の主な活動と90周年記念事業」
学生会員海外研修支援事業研修生の成果報告
14:40～15:10 紹 介 土木学会選奨土木遺産
授 与 式 フォトコンテスト
15:10～15:20 休 憩

【式典 第2部】

- 15:20～15:25 第2部開会挨拶 (公社)土木学会関西支部 支部長 村上考司
15:25～17:00 支部創立90周年記念パネルディスカッション
「社会の転換期と次世代土木～関西の土木の活性化～」
コーディネータ：乾 徹 (京都大学 大学院地球環境学 准教授)
パネリスト：交久瀬磨衣子 (㈱環境総合テクノス土木部地盤技術グループ リーダー)
鍛田泰子 (神戸大学大学院 工学研究科市民工学専攻 准教授)
田崎真吾 (大阪府・大阪市副首都推進局 事務事業担当係長)
コメンテータ：池田豊人 (国土交通省近畿地方整備局 局長)
大石久和 ((公社)土木学会 会長・(一社)全日本建設技術協会 会長)
小林潔司 ((公社)土木学会 次期会長・京都大学大学院工学研究科 教授)
建山和由 (立命館大学理工学部環境システム工学科 教授)
村上考司 (㈱大林組 常務執行役員 大阪本店土木事業部長)

【祝賀会】

17:10～19:00 参加費：3,000円（当日受付にてお支払いください）

式典・祝賀会の申込方法：

土木学会関西支部のホームページ <http://www.jsce-kansai.net/> からお申込みください

問合せ先：(公社)土木学会関西支部事務局

〒541-0055 大阪市中央区船場中央2丁目1番4-409号

電 話 06-6271-6686 FAX 06-6271-6485

土木学会関西支部 創立 90 周年のテーマ 革新の種 社会の転換期を迎えて

日本では、人口減少期を迎えて社会を支える生産年齢人口が年々減少し、あらゆる分野で担い手確保が困難となっていくことが危惧されています。このような状況をも見据えて、Society5に象徴されるように、IoT、ビッグデータ、AI を取り入れ、社会や産業の構造を大きく変える動きが始まっています。

土木でも、担い手不足が顕在化するとともに、熟練技術者の離職による技術継承が難しくなりつつある一方で、激化する災害に対応すべく防災・減災機能の強化、インフラの新設から維持管理へのシフト等、求められる仕事の内容は年々、難しくなっています。

このような状況の中、将来にわたり、社会に対して安定的にインフラを提供していくためには、土木もこれらの状況に対応すべく変わっていかねばなりません。90周年では、そのための種を撒き、100周年に向けて育てていくことを記念行事の柱に据えました。

■おもな記念行事

学生会員の海外研修支援

土木学生を羽ばたかせよう！

学生会員の方々の自由な発想で計画された海外研修に約一カ月間の費用として一人あたり最大 50 万円を支援

小中高等学校の先生への 土木講習会（教員免許状更新講習）

土木をめざす子どもをつくろう！

先生たちが土木のすごさ・重要性を学び、
日頃の教育に反映して
土木に興味を持つ子供を増やす
（今年は 200 名の先生が受講予定）

記念式典・祝賀会

日時：12 月 14 日（木）
14:00～19:00
場所：建設交流館

ランチ活動（ぶら土木）

若手技術者の輪を広げよう！

「つながる、伝える、育てる、育つ」をキーワードに若手技術者が企画し、参加しやすい見学会や研修会などを開催

大規模土木プロジェクト実地研修

土木学生を育てよう！

事業主体、建設会社、コンサルタントの仕事を一週間かけて全部体験し、
将来の自分の姿を想像し、未来に進む

「土木学会関西支部地域貢献資金」寄附のお願い

これからの土木を支える若者への事業に皆様の支援をお願いします。
土木学会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」としての認定を受けている「特定公益増進法人」です。当会にご寄附くださる個人または法人の方々は、税制上の優遇処置が受けられます。